

郡山市放課後児童クラブ条例の制定について（案）

1 本市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

本事業は、児童福祉法に基づく事業で、放課後保護者が就労等により家庭にいない小学校児童に対し適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としております。

本市においては、小学校58校区中、32小学校区において、放課後児童クラブを開設しています。

実施主体	郡山市			保護者会
運営形態	公設公営（直営）	公設民営（委託）	公設民営（指定管理）	民設民営
設置校数	27	1	1	3

本事業については、これまで設備や運営について法的な基準が設けられておらず、本市においては、国が事業の目安として示したガイドラインや、市直営施設の運営規定を定めた「郡山市留守家庭児童会事業実施要綱」などに基づき事業を進めてきました。

平成27年4月1日から「子ども・子育て支援新制度」が開始予定であることを踏まえ、平成26年9月に、「郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例」を制定したところであります。

2 条例制定の理由について

本市の「留守家庭児童会事業実施要綱」において、市直営の放課後児童クラブ利用料を「実費徴収金」として定めていますが、当該利用料については、地方自治法上の使用料に該当することから、条例により定めなければならないものです。

【地方自治法】

- ・228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

【他市の事業実施条例の制定状況】

○中核市のうち、本市と同様、主に直営で児童クラブを運営している市の状況

- ・条例 11市
- ・要綱 8市

※要綱で運営している市のうち、6市は今年度条例化予定。

条例化しない2市は、利用料の徴収に関する条例を別途策定している。

○県内市のうち直営で児童クラブを実施している9市はすべて条例を制定済み

以上の状況を踏まえ、本市においても、市直営の放課後児童クラブの実施・運営方法について定めた現行の事業実施要綱を条例化することとします。

3 条例の概要等について

(1) 対象児童について

これまで、市直営の放課後児童クラブの入所対象は、原則1年生から3年生までと
しておりましたが、今回、小学6年生までを対象として位置づけることとします。

なお、各クラブの定員を超える利用申込みがあった場合には、原則、低学年から優
先的に受け入れることとします。

(2) 入所の許可、制限、取り消しについて

(3) 利用料及び減免について

① 利用料

月額4,000円（年額48,000円）

指導員報償費の2分の1の額に設定

※従来 3,700円（年額44,800円）

② 利用料の減免

児童クラブへの入所を希望している保護者が、経済的困窮などの理由により、利
用料を支払うことが困難な場合に、利用料を減免する措置を新たに講じます。

- ・生活保護受給世帯の児童 ⇒ 全額免除
- ・就学援助受給世帯の児童 ⇒ 半額免除
- ・同一世帯で2人以上の児童が利用している場合 ⇒ 2人目以降、半額免除